



平成 26 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 日 東 紡
代表者名 代表取締役社長 南園 克己
(コード番号 3110 東証第 1 部)
問合せ先 企画本部長 辻 裕一
(TEL 03-4582-5040)

当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の非継続について

当社は、平成 20 年 6 月 27 日開催の第 147 回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」を導入し、その後、平成 23 年 6 月 29 日開催の第 150 回定時株主総会において、その一部を変更し、その継続(以下継続後の対応策を「本プラン」といいます。)に関するご承認をいただいております。本プランの有効期限は、本年 6 月に開催予定の第 153 回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結の時までとなっております。

当社は、本日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって、本プランを継続しないことを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2))の一つとして、本プランを導入いたしました。

しかしながら、今般、当社を取り巻く経営環境について検討するとともに、金融商品取引法による大量買付行為に関する整備が浸透していること等も勘案し、当社は、今後の本プランの取り扱いについて慎重に検討を重ねた結果、本日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって、本プランを継続しないことを決定いたしました。

なお、当社は本プランの非継続後も当社株式の大量買付が行われた際には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために、積極的な情報収集と適時開示に努めるとともに、その時点において適切な対応をしております。

以 上